

令和 2 年度の常任委員会等の県内外調査について（案）

（県内調査）

常任委員会 原則として日帰り調査を 2 回程度実施することができる。

特別委員会 日帰り調査を適宜実施することができる。

実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底すること。

（県外調査）

令和 2 年度中に実施しなければ時期を逸すると委員会が判断した県外調査に限り、申し合わせの行程・回数の範囲で実施することができる。

実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底すること。また、調査先の感染状況や感染防止に関する方針等を踏まえ慎重に計画・実施すること。

【平成 23 年 5 月 6 日各派世話人会改正】

委員会の県内外調査についての申し合わせ事項

（県内調査）

常任委員会 原則として日帰り調査を 2 回程度実施。

特別委員会 日帰りの調査を適宜実施することができる。

（県外調査）

常任委員会 2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

特別委員会 1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。

議会運営委員会 2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。